

新潟市消防職員証規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟市消防局長 小林 徹

新潟市消防局訓令第8号

新潟市消防職員証規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟市消防職員証（以下「職員証」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職員証の様式)

第2条 消防長が新潟市消防職員（会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）に対し、その身分を明らかにするため交付する職員証の様式は、新潟市消防職員の立入検査証票に関する規則（昭和37年新潟市規則第26号）別記様式のとおりとする。

(職員証番号)

第3条 職員証番号は、職員番号と同一の番号を付するものとする。

(職員証の更新)

第4条 職員証は、原則として、発行の日から5年ごとに更新する。

(取扱の心得)

第5条 職員証の携帯に際しては遺失又は紛失しないよう、その取扱いに慎重を期さなければならぬ。

(貸与等の禁止)

第6条 職員は、職員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(再交付)

第7条 職員は、職員証を遺失し、紛失し、破損し、若しくは汚損したとき、又は職員証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、職員証再交付申請書（別記様式第1号）により、消防長に再交付の申請をしなければならない。

(返納)

第8条 職員は、次のいずれかに該当するときは、職員証を消防長に返納しなければならない。

- (1) 破損し、又は汚損したとき。
- (2) 職員証の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 退職したとき。

(整理)

第9条 企画人事課長は、職員証交付・返納簿（別記様式第2号）を備えつけて、職員証の交付及び返納の都度整理しておかなければならない。

(遺失等に対する措置)

第10条 職員証を遺失し、又は紛失したときは、直ちにその事由を所属長に届出、発見に努めなければならない。

(報告及び囑託)

第11条 所属長は、前条の届出を受けたときは、直ちにその旨を消防長に報告しなければならない。

2 消防長は、前項の報告を受けたときは、県警察本部長又は関係所轄警察署長に捜査手配を囑託するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(消防手帳取扱規程の廃止)

2 消防手帳取扱規程（昭和27年消防本部訓令第11号）は、廃止する。

職員証再交付申請書

年 月 日

新潟市消防長 様

所 属

氏 名

職 員 証 番 号	
再交付申請事由	
摘 要	

